埼医業Ⅰ第９６２号
令和２年７月１７日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　丸　木　雄　一）

令和２年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に係る
埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業について

標記のことについて、７月６日付保政第 497-1 号にて別添のとおり県保健医療部長より通知がありました。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、貴会管下医療機関あてご周知くださいますようお願いいたします。

担　当：業務Ⅰ課　石田
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

2.7.17
第 553 号

保政第４９７－１号
令和２年７月６日

一般社団法人　埼玉県医師会
　会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　関本　建二
（公印省略）

令和２年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に係る
埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業について（通知）

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標題の件につきまして、国において、令和２年度補正予算（令和２年４月３０日成立）により、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、都道府県の取組を包括的に支援するため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が創設されました。

そこで、本県においても、当該交付金を活用した「埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業実施要綱（案）」並びに「埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業補助金交付要綱（案）」の策定を行いました。

本事業は、帰国者・接触者外来等の設備整備を支援することにより、同感染症のまん延をできる限り防止すること等を目的としております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、貴会会員へ周知してくださるようお願いいたします。

また、別紙「留意事項等について」を御参照いただき、御不明な点がございます場合は、下記担当あてまで御連絡ください。

なお、具体的な申請方法等につきましては、後日改めて御案内させていただきます。

記

１　送付資料

（ア）・埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業実施要綱（案）
　　・埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業補助金交付要綱（案）

（イ）・「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」
　　（令和２年２月１日付け厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）
　　・「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について」
　　（令和２年４月１５日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
　　・「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いのうち、「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」について」
　　（令和２年５月１０日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

担　当：埼玉県保健医療部　感染症対策課
電　話：０４８－８３０－３５５７
ＦＡＸ：０４８－８３０－４８０８

別　紙

留意事項等について

１．本補助事業については、帰国者・接触者外来、地域外来・検査センター及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関（以下同じ「帰国者・接触者外来等」という。）が補助対象となります。

２．本事業の目的については、帰国者・接触者外来等を設置するにあたり必要となる設備に対し補助金を交付するものとなります。
　そのため、本補助金を活用するにあたり、補助事業の目的外使用した場合などは、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
　また、本県において新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用するため、通常の補助金申請とは異なり、内示・交付決定等を受ける前に事業を行うことが可能となっております。
　なお、令和２年４月１日から遡及して適用となります。

３．市町村においても、同様の補助事業を行う場合があります。事前に調整をしていますが、重複して申請を行わないよう御協力をお願いいたします。

４．それぞれの設備に対して、基準額等が定められていますが、その額を超える部分については、基本的に自己負担となります。

５．予算の範囲内において事業を実施するため、必要最小限の数を申請していただくようお願いいたします。

６．ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機は、１施設当たり９０５，０００円が上限額となります。

７．ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機などの設備については、設置に要する工事費等も対象経費に含まれます。
　ただし、上記以外に係る工事費等の申請は、本事業では認められません。他の実施事業で申請の検討をお願いします。

８．簡易病室については、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室になります。
　そのため、簡易病室が設置されていないにも関わらず、付帯する備品のみを申請することは認められません。

９．個人防護具については、本県で既に配布等を行っており、今後も必要に応じてそれを予定していることから、上限額を設定させていただいております。
　１人当たり３，６００円の基準額が示されております。積算にあったては、何人分必要かよく精査し、年度内に納品できるように努めてください。
　なお、マスクやゴーグルなどを単品で申請していただくことも可能です。

１０．それぞれの設備リース代も対象となりますが、令和２年度に係る費用に限ります。

１１．御不明な点等がございます場合は、厚生労働省にも確認し回答させていただきます。

埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業実施要綱（案）

令和２年７月３日
保健医療部長決裁

１　目　的

この事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する帰国者・接触者外来等を設置することにより、国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止することを目的とする。

２　事業の実施主体

帰国者・接触者外来等（※）とする。

※　対象医療機関等については、下記の厚生労働省通知等に基づき設置されたものに限り認める。

（ア）「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和２年２月１日付け厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設置された帰国者・接触者外来及び感染症専用の外来部門とする。

（イ）「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について」（令和２年４月１５日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき設置された地域外来・検査センターとする。

（ウ）「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いのうち、「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」について」（令和２年５月１０日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）基づき設置された医療機関とする。

３　事業の内容

（１）帰国者・接触者外来等の設備整備を支援する。

（２）個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、整備する際は参考にされたい。

４　経費の負担等

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

附　則

この要綱は、令和２年７月３日から施行する。なお、令和２年４月１日から適用する。

埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第１条　県は、帰国者・接触者外来等設備整備事業を実施する医療機関等（以下同じ「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

２　前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業）

第２条　補助金の交付の対象となる事業は、「埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業実施要綱」に基づき、補助事業者が行う事業とする。

（事業計画等の策定）

第３条　補助金の交付の申請をしようとする者は、事業計画書、所要額調書及び所要額明細書を、別紙１及び別紙２－１、２－２により作成し、別に定める日までに知事に対して提出するものとする。

（交付額の算定方法）

第４条　この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）別表第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費に係る支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

（２）（１）による選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第３欄に規定する補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（申請書の様式等）

第５条　規則第４条第１項の申請書の様式は、様式第１号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

（添付書類）

第６条　規則第４条第２項第１号から第４号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

２　規則第４条第２項第５号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

（１）当該事業に係る歳入歳出予算書抄本

（２）その他参考となる資料

（変更申請手続）

第７条　この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更するため変更交付申請を行う場合には、第５条及び第６条に準じた手続により行うものとする。

（交付の条件）

第８条　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（１）補助事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

（２）事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

（３）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（４）事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価５０万円以上の機械及び器具については、規則第１９条第１項第２号により定める５年を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（５）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（６）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（７）事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（８）事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、様式第５号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに知事に報告しなければならない。

　なお、事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

　また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（９）この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（10）この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。

（11）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

（交付決定通知書の様式）
第９条　規則第７条の交付決定通知書の様式は、様式第２号のとおりとする。

（補助金の支払い）
第１０条　知事は、交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者が提出する請求書に基づいて支払いを行う。
　ただし、知事は、必要があると認めるときは、予算額の範囲内において概算払をすることができる。

（状況報告）
第１１条　補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告書の様式等）
第１２条　規則第１３条の実績報告書の様式は、様式第３号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後３０日以内又は補助金申請日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までとする。
　ただし、本実施要綱・交付要綱策定前において、事業が既に完了している場合等について、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

（添付書類）
第１３条　前条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければばらない。
（１）所要額精算書（別紙３）
（２）事業実績報告書（別紙４）
（３）当該事業に係る歳入歳出決算書（見込）の抄本（当該補助事業の決算額を備考欄等に記入すること）
（４）その他参考となる資料

（確定通知書の様式）
第１４条　規則第１４条の確定通知書の様式は、様式第４号のとおりとする。

（補助金の返還）
第１５条　知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

（その他）

第１６条　この交付要綱に定める補助対象事業については、第１条第２項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成１２年厚生省・労働省令第６号）の適用がある。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から適用する。

別表（第４条関係）

１　基準額	２　対象経費	３　補助率
（ア）ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機 （陰圧対応可能なものに限る。） １施設当たり　905,000 円 （イ）ＨＥＰＡフィルター付きパーテーション １台当たり　205,000 円 （ウ）個人防護具 １人当たり　3,600 円 ※ １施設当たり 250 人分（900,000 円）を申請上限数量とする。 （エ）簡易ベッド １台当たり　51,400 円 （オ）簡易診療室及び付帯する備品 １式当たり　埼玉県知事の認めた額	帰国者・接触者外来等の設備を購入するために必要な設備購入費等（個人防護具を購入するために必要な需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費）	１０分の１０

※　令和２年度において、「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補金」を用いて、当該補助事業を行うことを予定していた補助事業者については、当初の事業計画に見込んでいた個人防護具数量（基準額：１人あた 3,600 円）または上表の申請上限数量までを認めるものとする。

事　務　連　絡
令和２年４月１５日

各 { 都道府県 / 保健所設置市 / 特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について

新型コロナウイルス感染症に関するＰＣＲ検査については、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」が保険適用されたことを踏まえ、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」（令和２年３月４日付け健感発 0304 第５号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「３月４日付け通知」という。）において、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）が帰国者・接触者外来等の医療機関に対して、行政検査である当該感染症にかかるＰＣＲ検査を委託することができることを示しているところである。

新型コロナウイルス感染症が拡大している地域においては、既存の帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来等における業務が増加していることを踏まえ、更なる検査体制の確立が必要となるため、今般、既存の帰国者・接触者外来等の医療機関に加えて、都道府県医師会・郡市区医師会等（以下「都道府県医師会等」という。）に対して、行政検査を集中的に実施する機関としての帰国者・接触者外来（以下「地域外来・検査センター」という。）運営委託ができることを改めて示すとともに、既存の帰国者・接触者外来等と地域外来・検査センターとの連携等にかかる事項について、以下のように取りまとめたので、地域の医師会や医療機関をはじめとする関係者へ周知し、地域の感染拡大状況を踏まえた検査体制の確立を進めていただくようお願いする。

すでに地域で別の方法にて、帰国者・接触者外来等における検査等の役割分担や保健所の業務軽減の施策が講じられている場合は、今回の事務連絡で示した

方法を採ることを求めるものではない。

なお、本事務連絡については、日本医師会と協議済みであることを申し添える。

記

１．都道府県医師会等が実施する行政検査の委託等について

（１）委託契約

都道府県等は、地域の実情に応じて、管轄する区域の住民に対して行政検査を円滑に実施するため、地域外来・検査センターに対して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条に基づく調査（SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）として行われるＰＣＲ検査を集中的に実施する機関としての運営を委託することができる（別添１参照）。

また、具体的な委託契約の締結や当該検査費用にかかる自己負担分を本人に求めず、公費負担の対象とするといった取扱等については、３月４日付け通知等を参照されたい（別紙参照）。

なお、委託に当たっては、都道府県等、都道府県医師会等の双方で相談することとする。

（２）保健所等への報告

都道府県等は、上記委託を受けた地域外来・検査センターに対して、同センターにおいて行われたＰＣＲ検査の受診者の氏名、住所、生年月日等、同検査を実施する上で必要な情報を同センターの所在地を所管する保健所へ全例報告することを求める。その際、感染症法第15条の報告事項を網羅した報告様式は別添２を原則使用する。

また、当該報告に当たっては、地域外来・検査センターと協議の上、電子通信機器等を用いた報告を求めることができる。

なお、現在、厚生労働省において、新型コロナウイルス関連情報の適切なデータ収集に向けてシステム構築の準備を進めているところである。

（３）帰国者・接触者相談センターとの連携等

地域外来・検査センターにおいて地域の診療所等（※）を事前に連携先登録されている場合であって、都道府県が設置する帰国者接触者相談センターと情報共有等の連携がなされている場合においては、地域診療

所等から地域外来・検査センターに新型コロナウイルス感染症が疑われる方を直接紹介することが可能である。

（※）地域外来・検査センターが上記（１）にかかる委託契約を受けている場合においても、同センターへ適切に受診していただく観点から、同センターが地域の診療所等を事前に連携先登録し、帰国者・接触者相談センターと連携することにより、新型コロナウイルス感染症が疑われる方について、まずは地域の診療所等に電話等による相談又は受診するといった取り扱いが想定される。

なお、地域の診療所等が単なる電話等による健康相談や受診勧奨ではなく、電話等により診療を行い、患者の同意を得て、地域外来・検査センターに診療情報の提供を行い、同センターを紹介する場合を含め、地域の診療所等が、診療に基づき患者の同意を得て、地域外来・検査センターに患者を紹介した場合は、診療情報提供料の算定対象となり得る。

また、上記（２）の報告にかかる様式の共通化といった業務軽減等の観点から、地域の診療所等から地域外来・検査センターへ紹介をする際においても（別添２）の診療情報提供書等の様式を原則使用するよう、同診療所等及び同センターに周知いただきたい。

２．その他留意点

都道府県等は、地域外来・検査センターに１．（１）にかかる運営委託を行う場合については、下記の点に留意する。

○　当該地域外来・検査センターの運営にかかる人件費、備品費、消耗品等の費用（診療報酬による収入分は除く）を委託料に含むことが可能であり、当該委託料については、都道府県等を通じて国の補助対象となること。

○　地域外来・検査センターの運営の委託については、都道府県等における検査体制の強化につながるため、当該検査等を行う地域外来・検査センターの医療従事者等への労災保険料を委託料に含むことが可能であり、当該委託料については、上記同様、国庫補助の対象となること。

また、地域外来・検査センターにおいて従事する医療従事者が日本医師会等が契約する民間医療保険等に加入している場合は、委託料に当該保険料を加えて契約することも可能であること。

○　都道府県等が地域外来・検査センターに行政検査を委託する場合には、同センターにおいて個人防護具等の整備がなされるよう十分配慮するとともに、当該センターにおける個人防護服等の整備にかかる費用についても、上記同様国庫補助の対象となること。

○　行政検査の委託を受け新型コロナウイルス感染症患者の検体を採取した医療従事者であっても、状況に応じて適切に感染防護措置がなされていれば、濃厚接触者に該当せず、感染症法上の就業制限の対象となるものではないこと。

　一方、国立感染症研究所の「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」の記載に照らし地域外来・検査センターにおいて従事する医療従事者等に対して検査が必要と考えられる場合においては、積極的にＰＣＲ検査を行うこと。

○　地域外来・検査センターに対する委託は、委託をしている自治体の住民に対して行政検査が円滑に行われるようにする観点から行うものであり、地域外来・検査センターは帰国者・接触者外来と同様に一般への公表は原則行わないものとし、新型コロナウイルス感染症が疑われる者は帰国者・接触者相談センターや地域の診療所等を通じて、地域外来・検査センターを受診する流れとするなど、委託している自治体以外の住民が検査を求めて集中することなどにより混乱を来すことのないよう留意すること。

事　務　連　絡
令和２年５月１０日

各 ｛都道府県／保健所設置市／特別区｝ 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いのうち、
「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として
都道府県等が認めた医療機関」について

健感発０３０４第５号令和２年３月４日「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」（２）①の「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」については、以下のような適切な感染対策がとられている医療機関として都道府県等が認めた医療機関を指しているものである。

・疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける（少なくとも診察室は分けることが望ましい）こと
・必要な検査体制を確保すること
・医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること

上記に記載する適切な感染対策がとられている医療機関であれば、医療機関の規模や外来・入院にかかわらず、診療所や病床数が少ない病院、帰国者・接触者外来となる予定がない病院なども含め、新型コロナウイルスに係る行政検査を行う医療機関として認められるものである。

都道府県等にあっては、このような適切な感染対策が取られている医療機関に対し、事前に準備する観点から、新型コロナウイルスに係る行政検査の実施を依頼する可能性がある医療機関とあらかじめ契約を締結するなどにより検査体制を適切に確保するほか、申し出があった場合には適切な感染管理が取られていることを確認の上、速やかに契約等の手続きを行うよう、お願いする。

以上

事　務　連　絡
令和２年２月１日

各都道府県衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について

新型コロナウイルス感染症について、感染の程度は依然として明らかではありませんが、中華人民共和国湖北省武漢市の滞在歴がない国内症例が発生している状況です。国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止する観点から、貴都道府県内の保健所を設置する市及び特別区とも調整の上、下記のとおり、医療体制の整備を行っていただくようお願いします。なお、本件に係る補足事項については、別途御連絡する予定としています。

また、「帰国者・接触者外来」の設置状況、受診者数等及び「帰国者・接触者相談センター」の設置状況、相談件数等についての報告を別途依頼する予定ですので申し添えます。

記

１．「帰国者・接触者外来」の設置について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例（以下単に「疑い例」という。）（※）を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」を設置すること。目安として、２月上旬を目途に、二次医療圏ごとに１箇所以上、地域の感染状況等を鑑みながら設置すること。なお、「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関は、感染症指定医療機関であることも可能である。

「帰国者・接触者外来」については、疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける（少なくとも診察室は分けることが望ましい。）、必要な検査体制を確保する、医療従事者の十分な感染対策を行うなど、国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止するよう努めること。

また、「帰国者・接触者外来」の設置に当たって、都道府県は以下の点に留意すること。

・新型コロナウイルス感染症の検査体制について、あらかじめ「帰国者・接触者外

来」を持つ医療機関と共有しておくこと。
・「帰国者・接触者外来」の運営支援のため、感染対策資機材の調達、人材の配分、医薬品の確保等を行うこと。
・「帰国者・接触者外来」を持つ医療機関名やその場所については、２の「帰国者・接触者相談センター」が相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合に知らせること。なお、「帰国者・接触者相談センター」を通じて受診手順を理解した状態で疑い例が受診することで十分な感染防止を行うという「帰国者・接触者外来」の趣旨から、一般への公表については、原則行わないものとする。ただし、「帰国者・接触者相談センター」を通じずに疑い例が受診しても十分な感染防止を行うことができ、また、通常より多数の患者が受診することとなったとしても診療体制に支障を来さない医療機関であるような場合には、この限りではない。

（※）新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義（現時点の定義であり、今後変更の可能性がある。）
以下のⅠおよびⅡを満たす場合を「疑い例」とする。
Ⅰ 発熱(37.5 度以上)かつ呼吸器症状を有している。
Ⅱ 発症から 2 週間以内に、以下の（ア）、（イ）の曝露歴のいずれかを満たす。
（ア）武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。
（イ）「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

２．「帰国者・接触者相談センター」の設置について
電話での相談を通じ、疑い例を「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行う、「帰国者・接触者相談センター」を、１と同様に２月上旬を目途に、各保健所等に設置すること。
また、疑い例に該当する者は、医療機関を受診する前にまず「帰国者・接触者相談センター」へ電話により問い合わせること等を地域住民へ広く周知すること。
「帰国者・接触者相談センター」は、具体的には以下の対応を行う。
・疑い例から電話で相談を受け、「帰国者・接触者外来」へと受診調整する。
・その際、受診するよう指導した「帰国者・接触者外来」の電話番号を本人又はその家族等に伝え、受診前に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等について問い合わせるよう指導する。
・状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、対応人数、開設時間等を調整する。
・疑い例に該当しない場合は、適切な情報を与え、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう指導する。
なお、「帰国者・接触者相談センター」は、全ての相談を受けるのではなく、疑い例を対象としたものであることに留意すること。（４．も参照のこと）

３．一般の医療機関における診療について

一般の医療機関においては、患者が本来「帰国者・接触者外来」を受診すべき疑い例であることが受付等で判明した場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上での「帰国者・接触者外来」の受診を案内するよう、管内の医療機関に対し周知を図ること。

４．一般電話相談の受付について

現在、厚生労働省では新型コロナウイルスに関する一般電話相談窓口を開設し、その電話番号をホームページにて公開しているところであるが、併せて貴都道府県の一般電話相談窓口に関する電話番号も掲載したいと考えている。

ついては、厚生労働省にて、貴都道府県の一般電話相談窓口に関する連絡先を別添１のとおりまとめているため、確認の上、①掲載の可否、②載せられない場合の理由、③連絡先の修正の有無について、下記の連絡先まで返信いただくようお願いする。

なお、住民の方々から相談を受けた場合は、別添２のＱ＆Ａを御参考に、御対応いただきたい。

連絡先：nCOV-2019@mhlw.go.jp　（〆切：２／３（月））

＜参考＞

○厚生労働省ホームページ掲載「新型コロナウイルスに関するＱ＆Ａ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

○ 厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 ０３－３５９５－２２８５
受付時間 ９時００分～２１時００分（土日・祝日も実施）

(別添)

個人防護具に関する規格参考例

マスク　感染リスクの高い医療従事者が着用することを考慮し、NIOSH（米国労働安 全衛生研究所）規格N95、または不織布素材で製造されているサージカルマスクであること。
顔面とマスクのフイットを高いレベルで確保できるよう、伸縮性のある締めひもで首周りと後頭部を押さえる構造であること。
鼻部から漏れこみを抑えられるノーズクリップが装着されていること。

ゴーグル　防曇処理加工が施され、レンズ部は耐衝撃性の高いポリカーボネイト製であること。次亜塩素酸液への浸漬やアルコール清拭による消毒で再利用が可能であること。眼鏡をかけた者でも装着が可能であること。密封式タイプであること。

ガウン　耐水性のある不織布素材であること。
長袖で体の前面をおおえる後ろ開き形状であり、通気性、透湿性があるもの。
業務遂行に支障のないよう、首部及び腰部背面で留めるしめひもを有するもの。

グローブ　水の浸透性がなく、たんぱくアレルギーを起こしにくい素材であること。
手首にガウンとグローブの隙間ができないように十分な長さを有しているもの。

キャップ　毛髪を覆い、こぼれ出るのを防ぐゴム付きのもの。
マスクやゴーグルの着脱時に巻き込まれて外れないもの。
不織布素材であること。

フェイスシールド
防曇処理加工が施され、眼鏡をかけた者でも装着が可能であること。